

《ご旅行条件書》

＜本旅行条件書の意義＞

本旅行条件書は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集企画旅行契約

- (1)この旅行は株式会社トラベルギャラリー(大阪府大阪市北区梅田1-11-4 観光庁長官登録旅行業1493号・一般社団法人日本旅行業協会(UATA)正会員)(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様が当社と募集企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット、ホームページ、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集企画旅行契約の部)によります。
- (3)当社は、お客様が当社で定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理するところを引受けれます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)に当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)(以下)所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」[取消料]「運約料」のそれぞれ一部又は全部として取られます。また本項(3)に定めた旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

(国内)

旅行代金の額	申込金(おひとり)
2万円未満	5000円以上
2万円以上5万円未満	1万円以上
5万円以上10万円未満	2万円以上
10万円以上	旅行代金の20%以上

(海外)

申込金(おひとり)
旅行代金の20%以上旅行代金まで

- ※上表内の「旅行代金」とは第7項(2)「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- (2)当社は、電話・郵便・アクセス・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内の当社が定めた所定の期日に、当社に旅行申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社では、お申し込みはなかったものとして取り扱っております。
 - (3)旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。
 - (4)旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
 - (5)本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
 - (6)団体・グループ契約
 - ① 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めて申し込み込んだ募集企画旅行契約の締結については、本項(6)の②～⑤の規程を適用します。
 - ② 当社は、予約を結んだ場合を除き、契約責任者を任意の団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。))の募集企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を行使していることみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
 - ③ 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - ④ 当社は、契約責任者が構成員に対して権利・負いは将来発生することが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - ⑤ 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. ウエイティングの取扱い

- (1)お申し込みの段階で、満席、満室その他のお理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様への承諾を得て、お客様が「取得待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウエイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社らは申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約は成立しておりません。なお、当社らがお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合又は「お申し込みいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合は、当社は当該申込金相当額を払戻いたします。
- (2)本項(1)の場合における、ウエイティング登録にかかるとの予約成立は、当社らがお客様のお申し込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- (3)お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱いします。

4. 申込条件

- (1)20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の旅行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2)ご参加にあたって特定の目的を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (3)海外旅行のご参加に関しては、有効なパスポート・ビザをお持ちの方で渡航先の出入国に問題のないことを条件といたします。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性がある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください)。あらためて当社からご案内申し上げます。旅行中のお必要とする内容を具体的に申し出てください。
- (5)前号の申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これを以て、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですれを申し出たこととがあります。
- (6)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (7)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。
- (8)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。
- (9)お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰する予定日時等の内容による連絡が必要です。
- (10)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りします。
- (11)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総業種その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (12)お客様が当社に対して暴力の要請を行う、不当な要請を行う、取り関しに脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- (13)お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

- (14)その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊施設及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)を渡いたします。
- (3)第2項(3)に定める契約の成立後手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。
- (4)当社が募集企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。
- (5)海外旅行において前項(2)の契約書面を補完する書面として、当社は確定した旅行日程、観光施設の便宜及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。(原則として旅行開始日の10日前～7日前にはお渡しするよう努力いたしますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の直前にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しいたします。)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に申込みがなされた場合には出発当日までにお渡しいたします。お渡し方法には、郵送を含みます。又、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ当社らは手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払期日

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって海外旅行では21日前、国内旅行では14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。
- (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

- (1)旅行代金はパンフレット等に表示されています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (2)お支払い対象旅行代金は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金」と表示した金額「マイナスイ」割引代金として表示した金額」をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第1項(1)の「取消料」、第1項(1)の(2)の「運約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基本となります。
- (3)前項(2)でいう「追加代金」は以下の代金をいいます。(あらかじめ割引代金)の中に含めて表示した場合は除きます。①(お)1人部屋を使用される場合の追加代金②(文)運送機関の等級変更される場合の追加代金③(前)項(2)でいう「割引代金」は以下の代金をいいます。(あらかじめ割引後の「旅行代金」を設定した場合は除きます)①(1)パンフレット等で「△△割引代金」と称するもの。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金、函、運賃・料金はコースにより等級が異なります。空送(空港・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます)
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます)
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス等の料金、ガイド料金・入場料金等)
- (4)旅行日程に明示した宿泊料金及び税、サービス料金(旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。海外旅行では2人部屋に2人ずつの宿泊を、国内旅行では定員1人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5)旅行日程に明示した食料料金(機内食は除きます。)
- (6)航空会社が定める個数・重量の無料手荷物許容範囲内受託手荷物運送料金(クラス 方面によて異なります。また利用航空会社により別途受託手荷物運送料金が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。)
- (7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります)。但し、一部の空港・港・ホテルではボーディーがない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8)添乗員がバス等の添乗員の同行費用
- (9)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃費サーチャージ)(但し、旅行代金に含まれない旨、別途表示している場合を除きます。)

※上記(1)～(9)についてはお客様の都合により、一部利用されなくてもお戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 第3項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を明示します。(1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- (2)クルーズ船・電報電話等運送料金、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、追加飲食等個人的性質の経費用及びホテル別付税・サービス料
- (3)旅行日程中の「自由行動」/自由見学「別料金」お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料・交通費
- (4)1人部屋を使用される場合の追加代金
- (5)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (6)お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)
- (7)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- (8)送迎手配費用
- (9)燃油サーチャージ
- (10)旅行日程中の空港送迎・出国税等(ただし、空港諸税: 出国税等を含んでいることを当社がホームページ、パンフレット等で明示したコースを除きます)

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にのらない運送サービスの提供その他の当社関係者らと関係ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を及ぼさぬためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知や当該事由が関連し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1)利用する運輸機関の運賃・料金及び着し経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額した場合、当社はその増額又は減額された金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様へその旨を通知します。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (3)第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したときによる変更の場合を除き、当社はその変更要領の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにご提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、運約料その他の既に支払い、又はこれらが支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
 - (4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金を変更する旨をパンフレット等に記した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰するべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができ、ます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(海外旅行お一人様につき11,000円、国内お一人様につき1,100円)とともに当社らに提出していただきます。(既に航空券等発行している場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除 (旅行開始前)

お客様は、いつでも次の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業日/営業時間内の営業日/営業時間内解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

国内旅行にかかる取消料

A. 取消料表 (B以外)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降の解除(ロ～ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の解除(ハ～ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の30%
ハ. 旅行開始の前日の解除(エ及びホに掲げる場合を除く)	旅行代金の40%
ニ. 旅行開始の当日の解除(ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
ホ. 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%
日帰り旅行：①旅行開始日の11日前まで無料。 ②10日前以降は上記表によります。	

B. 航空運賃変動型コースの取消料 (JJPを除く)

利用航空会社を利用するコースでは、利用航空会社の個人包括旅行運賃(価格変動型)を利用します。旅行契約成立後、直ちに取消料がかりますのでご注意ください。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり様)
イ. 旅行契約の締結時から旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで	下表により航空ご利用区間毎算出した航空券取消料等の合計額
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日から8日目にあたる日まで	旅行代金の20%又は下表により航空ご利用区間毎算出した航空券取消料等の合計額のいずれか高い金額
ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日から2日目にあたる日まで	旅行代金の30%又は下表により航空ご利用区間毎算出した航空券取消料等の合計額のいずれか高い金額
ニ. 旅行開始の前日	旅行代金の40%又は下表により航空ご利用区間毎算出した航空券取消料等の合計額のいずれか高い金額
ホ. 旅行開始の当日(ヘを除く)	旅行代金の50%又は下表により航空ご利用区間毎算出した航空券取消料等の合計額のいずれか高い金額
ヘ. 旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

航空券取消料等

(下記航空会社 個人包括旅行運賃利用の場合の1区間に対する取消料)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり様)
イ. 旅行契約の締結時から利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって55日目にあたる日まで	500円
ロ. 利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって54日目にあたる日から21日目にあたる日まで	2,000円
ハ. 利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日から8日目にあたる日まで	3,000円
ニ. 利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日から前日まで	6,000円
ホ. 利用航空便搭乗当日(航空便出発前)	9,000円

利用航空便の航空会社:
ANA(全日本空輸)・ADO(エアドゥ)・SJF(スターフライヤー)・SNA(ノランティア)・JAL(日本航空)・JAC(日本エアコミューター)・RAC(琉球エア・コミュニケーションズ)・FDA(フジドリームエアラインズ)・JJP(ジェットスター・ジャパン)・SKY(スカイマーク)

各航空会社のご取消料については、各ホームページにてご確認ください。
JAL(全日本空輸)およびJAC(日本エアコミューター)、RAC(琉球エア・コミュニケーションズ)
https://www.jal.co.jp/ja/ja/dom/charge/it/index.html
ANA(全空自)
https://www.ana.co.jp/ja/ja/book-plan/fare/domestic/change/charge.html
ADO(エアドゥ)
https://www.airdo.jp/support/faq/tour/change/q11.html
SJF(スターフライヤー)
https://www.starflyer.jp/reservation/change/customer.html
SNA(ノランディア)
https://www.solaseedair.jp/reservation/cancel/
FDA(フジドリームエアラインズ)
https://www.fujidream.co.jp/fare/cancel_list_personal.html
SKY(スカイマーク)
https://www.skymark.co.jp/jupiter/a.html

海外旅行にかかる取り消し料

A. 取消料表 (B以外)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
イ. 旅行開始日の前日～時旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日にあたる31日目にあたる日までの解除(ロ～ニに掲げる場合を除く)	旅行代金の10%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目にあたる日以降の解除(及び二に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
ハ. 旅行開始日の前々日以降に解除(二に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
ニ. 無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

B.航空運賃変動型プランの取り消し料

旅行契約の解除期日	取消料(おとりどり様)
イ.旅行契約締結後に解除する場合(口からホに掲げる場合を除く。)	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内
ロ.旅行開始日がピーク時旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40日以内(前31日)にあたる日までの解除(ハ〜ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ハ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日以内にあたる日以降の解除(ニ〜ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ニ.旅行開始日の前々日以降に解除(ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

注)ピーク時とは1月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までに開始する旅行。

14. 当社による旅行契約の解除

(1)旅行開始前
①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たさないか、ご不明かになったとき。
イ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
ウ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
エ、お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超えな負担を求めたとき。
オ、お客様の人数が(インフレットに記載した最少催行人員)に達しなかったとき。
この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって②(海外旅行)においては、ピーク時に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日以内にあたる日より前に、また同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日以内にあたる日より前に、③国内旅行においては13日(日曜日)旅行にあっては(3日)以内にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれと認められたとき。
(2)お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わずなかつたときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)の(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
(3)お客様が第4項(1)から(12)に該当することが判明したとき。

(2)旅行開始後
①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
ア、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に不応じたとき、又はこれら者の者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。
ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
②当社が本項(2)の(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かっての全消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の額を支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(3)当社は、本項(2)(1)のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

(4)お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅程管理

(1)当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保し受けられるために必要な措置を講じます。
(2)本項(1)(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずともなるよう努めます。

(2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体を行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときと限ります。
(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられるとき、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
(1)天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(2)運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
(3)運送、宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
(4)官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
(5)自由行動中の事故
(6)盗難
(7)詐欺
(8)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して①(海外旅行)の場合は2日以内、②(国内旅行)の場合は14日以内に当社に対して通知があったときと限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するたため、方が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1)当社は第17項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害に因って、死亡補償金として海外旅行2500万円、国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円〜40万円、国内旅行2万円〜20万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円〜10万円、国内旅行1万円〜5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

(2)当社が第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4)ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場所に限り、募集型企画旅行参加中とはいはしません。

(5)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスノアイディング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅程保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次(1)〜(2)(3)に掲げる変更を除きます。)*が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の差額補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生するごことが明らかである場合には、この限りではありません。

(1)次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不具合が生じたことによる変更の申し渡しの差額補償金を支払います。)

ア、旅行日程に支障をきたす悪天候を含む大規模な天災、戦乱、暴動、官公署の命令

イ、欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の進行計画にかなわない運送サービスの提供

キ、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

ク、第13項及び第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

(3)インフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合において、当社は変更補償金を支払いません。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金の15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社が第17項(1)の規定に基づく責任が生じたことと明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)*その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りませぬ。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地の変更又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した「旅行条件をい、旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合はをいいます。

(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

(注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

(注4)4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊中にて複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

(注6)第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によりります。

21. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の依頼への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件とし、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)

(1)通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

(2)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻業務を履行すべき日をいいます。

(3)通信契約のお申し込みの際に、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らへお申し出いただきます。

(4)通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。

(5)通信契約を締結しようとする場合において、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会社業務に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合が従って。

(6)当社らは、提携会社のカードにより所定の依頼への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立したときとします。

(7)携帯情報端末(スマートフォン)ならびにインターネット等のＩＴ関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は、旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方式により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

(8)会員の通信機器で本項(7)に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

22. お客様が発災まで実施する事項

(1)旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。)

(1)旅券(パスポート)は、パンフレット記載の残存有効期間を満たす旅券が必ず必要です。

(2)査証(ビザ)は、パンフレット記載の国の査証が必要で、現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証、再入国許可及び各種証明書の取得及び入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受けて、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくなるその責任を負いません。

(2)保健衛生について、渡航先(国又は地域)の衛生状況については、「厚生労働省(検疫感染症情報ホームページ)(<https://www.forth.go.jp/>)」でご確認ください。

(3)海外危険情報について、渡航先(国又は地域)については、外務省「海外危険情報」等、国・地域の情報に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡します。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)でもご確認ください。

23. 個人情報の取扱について

(1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、1.お客様との間の連絡のため、2.旅行に關して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3.旅行に関する諸手続きのため、4.当社が旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、5.当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6.旅行参加後のご意見や感想を「お願ひ」のため、アンケートの「お願ひ」のため、8.特典サービス提供のため、9.統計資料等のために利用させていただきます。

(2)本項1.と3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、お客様旅行を精算する旨で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法で提供することがあります。

(3)当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報(お名前、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報)は、当社が責任を持って管理します。なお当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社のウェブサイトはホームページ(<https://tabihon.jp/>)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いいたします。

(4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。

(5)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

24. その他

(1)お客様が個人的な家内、個人物品等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様がけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

(4)現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、直ちにお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じます。この場合において、これが当社の責に帰せざる事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6)ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合は責任は一切負いかねます。

(7)事故、大怪しをはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなくてはならない事情が生じても当社はその請求に応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。

(8)当社にはかかる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものとします。

25. 募集型企画旅行業約款について

本旅行条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ(<https://tabihon.jp/>)からもご覧いただけます。

26. ご旅行条件の基準

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しております。